

発行人 福島県教職員組合
発行所 福島市上浜町10-38 電話024-522-6141
〔定価一部 20円〕
編集・責任者 角田 政志
e-mail: ftukyoso@poplar.ocn.ne.jp
http://www.f-t-u.or.jp
(この購読料は組合費に含まれています。)

謹賀新年

2018年新春メッセージ



福島県教職員組合 中央執行委員長 角田 政志

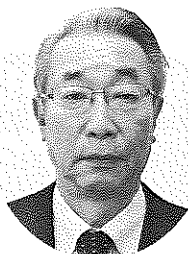
2018新年を迎え、中央執行委員会を代表してご挨拶を申し上げます。

昨年、学校現場の長時間労働・多忙化が大きな問題として取り上げられ、学校現場の異常な勤務実態と教職員の苦悩が様々なマスメディアに取り上げられました。これまでは、教育問題が取り上げられると、学校の対応に対する批判が多く出されてきました。そのたびに、学校現場の対策対応が要求され、教職員の責任と負担が増え続けてきました。

しかし、学校現場の異常な勤務実態に関しては、「長時間労働を解消すべき」「教職員の負担を軽減すべき」といった世論が高まり、文科省も県教委も具体的な改善策を迫られました。

長時間労働・多忙化・過重労働の解消は、私たち県教組がずっと具体的な改善を求めてきた重要課題です。交渉の中で県教委は、「適正に運営されているものと考えている」という答弁を繰り返し、学校現場の運用で対応することを基本としてきました。しかし、ここに来て県教委も、勤務実態が「看過できない状況」にあることを認めざるを得なくなりました。県教組は、18春闘期から県教委及び各地教委に対し、長時間労働の実質的な縮減と多忙化の解消について教職員が実感できる具体的な対策対応を求めています。もちろん、県教委・地教委に任せきりにしておくことはできません。より大胆で具体性のある対策について、県教組はしっかりと意見を提示し反映させていく決意です。

新年度から県教組は、組織をコンパクトにした新たなステージに入ります。賃金改善の問題、新学習指導要領実施にかかわる課題、学力向上施策の問題、護憲・脱原発の問題など、重要な課題が山積している現状の中で県教組の役割は大きくなっています。これからの県教組運動は、役員依存型ではなく、組合員一人一人が運動の担い手であることが求められます。誰でもできる組合活動を行っていきましょう。教育新聞をぜひ読んでください。提起された署名やカンパに取り組んでください。時には、学習会や動員に出てみてください。そして、職場の問題を組合組織に届けてください。みんなの力を少しずつ結集して課題解決、要求実現に向かって進みましょう。そんな県教組をみんなで作っていききたいと思います。



日本教職員組合 中央執行委員長 泉 雄一郎

福島県教職員組合の皆様、あけましておめでとうございます。

「災害後の症状は、異常な体験に対する正常な反応であるという認識をもつことが大切」アメリカのFEMA（連邦緊急事態管理庁）のメンバーからいただいた心のケアに関するアドバイスです。

異常な体験は自然災害発生時に限ったことではありません。いじめ・暴力・虐待など、格差社会の中で基本的人権が侵害され、日常的に異常な体験をしている人々がいるのではないのでしょうか。

私たちは、自らが人権侵害の現実から深く学び、教育のあり方や人権のとらえ方を見つめ直す中で、一人ひとりの子どもの個性や違いを尊重し、互いに支えあい、助け合うような関係づくりを大切にしてきました。ともに生きる学校文化の創造は、ともに生きる社会の形成者としての主権者をはぐくむ教育のベースとなります。人権を基軸に据え、すべての子どもにゆたかな学びを保障するインクルーシブな学校づくりをすすめていきましょう。

今年、立憲主義と民主主義をより発展させ、憲法の理念の実現をめざす歩みを続けるのか、平和主義、国際協調主義の道を踏みはずしていくのか、正念場の年になります。

すべての子どもたちに平和で民主的な社会を引き継ぐため、組織の拡大・強化をはかりながら、未来につなげる運動を強めてまいりましょう。

県教組各専門部の県教委交渉

多忙化解消に向けた要求をあげる！



12月26日(火)、福島市の自治会館で県教組各専門部は、県教委と交渉を行いました。年の瀬の忙しい中、各支部からたくさんの組合員が参加し、専門部長を中心に現場の切実な声を県教委に訴えることができました。各専門部の県教委との交渉内容の重点内容と課題については、下記の通りです。

○青年部

校務分掌が増えることによって事務仕事も増え、一番大切にしたい授業の研究や子どもとの時間が取れない厳しい状況について話しました。また、部活動・課外活動の実態を含め、教職員の多忙化の現状について話をしました。県教委として教職員の勤務労働条件の改善に向けて具体的な改善策を提示するように強く訴えました。

○栄養教職員部

栄養教諭の異動について本人の意向に沿うように実施することを要求しました。また、定数改善を求めるとともに、給与表の改善を求めました。食育に関しての調査報告書の簡略化など栄養職員の多忙化解消について要望しました。今後も栄養職員の定数増や身分保障について訴えていかなければなりません。

○養護教員部

学校現場におけるフッ素洗口導入に関する問題を県担当者に訴えました。学校において甲状腺検査、WBC実施時の事務負担、給食に関わる業務など、養護教諭本来の業務ができない状況を伝え、業務改善、多忙化は正を強く要望しました。

○障がい児教育部

特別支援教育に関して担当者に丸投げの状態があり、教職員全体への理解を深めるためにインクルーシブ教育や合理的配慮等について研修機会を設けるよう強く求めました。また、生徒の高校進学について受け入れ体制の充実について要望しました。

○事務職員部

12月に県教委から出された「学校事務の共同・連携実施要綱」について重点的に話し合いました。特に、主任主査への昇任者を大幅に増やすためにグループ長の数を増やすことと、複数地域にわたってグループを作らないことについて強く訴えました。また、このままだと事務職員の中で号給の逆転がみられることから、これに対して早急に対処するように再度要求しました。

○女性部

介護休暇の日数延伸、子育て休暇における子を高校生まで拡大すること、不妊治療を病休180日に含めること等を要求すると共に、休暇制度を誰もが活用できるよう代替者の完全配置を県教委に強く訴えました。

現場の多忙化の要因となっている①増え続ける悉皆研修の在り方②研究校指定による過密スケジュールの実態③錯綜する県教委発のアンケートの精選削減(食育・図書・震災対応等)について、具体例を挙げ、これから策定される多忙化解消アクションプランへ反映させるように要求しました。

約78万円もの引き下げ？ 退職手当の引き下げを許すな！

県教組は、9月に各分会へ「退職手当の水準維持のための緊急署名」を行い、県知事と県人事委員会にそれぞれ約5,800筆(県公務員共闘全体で約2万筆)を集約した署名を手交し、退職手当の引き下げに断固反対の多くの声を届けました。しかし、県教委は12月26日、国家公務員に準じて退職手当を削減し、2018年3月23日施行と提示してきました。退職手当は5年毎に見直しがなされ、前回見直しで約400万円引き下げられています。今回はさらに引き下げが提示されています。内容は下記の通りです。

- 国に準じて基本額の算定に適用される調整率を「87/100」から「83.7/100」に引き下げる。
- 実施時期は3月23日とする。

上記の提案に対して、県教組は「退職手当は賃金であり、東日本大震災および福島第一原発事故以来、多忙を極める学校現場においてとうてい受け入れられるものではない。」との考えから提案撤回を強く求めました。1月22日に改めて交渉を行うこととなりました。粘り強く交渉を進めていきますのでご支援よろしくご支援お願いします。

これで教職員の働き方が改善できるのか？

～「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための
学校における働き方改革に関する総合的な方策について(中間まとめ)」の問題点～

12月22日、中央教育審議会「学校における働き方改革特別部会」は、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(中間まとめ)」の答申を出しました。また、答申を受けて、12月26日文部科学大臣より「学校における働き方改革に関する緊急対策」として、環境整備等のいくつかの方策が提案されました。教員の働き方に関して、中央教育審議会で議論されることは異例であり、今回の内容をみると以下の点で不十分なものとなっています。

- ① 現在学校が担っている業務を整理・分担していくことは必要ですが、社会的基盤が首都圏に比べて脆弱な地方において、特に原発災害に苦しむ福島県内において、どのような機関が、そして誰が担うのかという具現性に欠けるといえる点です。苦しい地方財政にあえぎ、過疎化が進行する福島県内においては、そう簡単なことではありません。
- ② 今回の「中間まとめ」では「教諭」を中心に議論されていますが、同じ学校で支えあいながら働く、養護教諭・栄養教諭・学校事務職員・栄養職員・司書補等、「教諭」以外の職の業務改善については全くと言っていいほど考慮されていません。それどころか、「チーム学校」の推進を合言葉として、学校事務職員の業務量を増加させるかのような表現も見られます。福島県内において、「チーム学校」を実効性あるものとする支援スタッフがどれだけ拡充できるかも、疑問が残ります。
- ③ 教員の「本来業務」とされている授業の実施に当たって、この「中間まとめ」で指摘している14の観点からの改善が順調に進んだとしても、「教師一人一人の持ち授業時数を減らすという観点」からの改善案が示されなければ抜本的な解消には至らないのではないかと考えます。教員は子どもたちの興味・関心を高め、学びの意欲を高めるための授業準備に毎日苦心しています。1時間の授業を成立させるための準備は並大抵なものではありません。県教委の調査結果でも、教員が授業の実施時間を除いて、一番時間を費やしているのが「授業準備」と「成績処理」です。しかし、現状ではこの最低限の時間すら、勤務時間内に確保することが困難なのです。勤務時間内での授業準備時間の確保、さらには授業のアセスメントを検証する時間確保の観点からの内容が全く不十分です。最終答申に向けて、実効性ある、抜本的、具体的な方向性の提起を強く求めていきたいと思えます。
- ④ 今回の「中間まとめ」では、教員の長時間労働の最大の原因とも考えられる「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」いわゆる「給特法」の是非についての論点が希薄であることです。「給特法」の規定によって、最低限の授業準備等の欠かせない業務であっても、勤務時間外での労働は「自主的・自発的行為」とみなされます。したがって教員に残業手当は支給されません。「教職調整額」の4%は、1971年の「給特法」制定当時の学校の超過勤務時間、月当たり約8時間が多くなっています。今年度の福島県教育委員会の調査によれば、福島県内の小中学校教員の月当たりの時間外労働は80時間以上。これは過労死基準にも相当するわけですが、制定当時の10倍を超えています。「給特法」の規定により、教員が、いわば「定額つかい放題」状態となり、学校が、さまざまな教育要求を引き受けてしまったという背景があります。持続可能な学校運営、教育の質の向上を考える上で、「給特法」の問題に関する議論は必要不可欠なものです。

福島県内の教職員の長時間労働是正のために、福島県教育庁内で「多忙化解消プロジェクトチーム」による議論を重ね、18年3月までに「アクションプラン」を策定するとしています。県教組は、学校現場の切実な声を反映した実効性のある「アクションプラン」を策定するよう働きかけを継続していきます。

県教組まちがいがし☆

応募方法

◎葉書のみ



960-8134

福島県教職員組合

福島市上浜町10-38

宛

- ★○賞の希望
- ★教育新聞の感想
- ★支部名
- ★分会名
- ★氏名



★間違いに○を付けたイラストを貼る

下の絵を見比べて、間違いを探そう！

全部で8個あるよ。

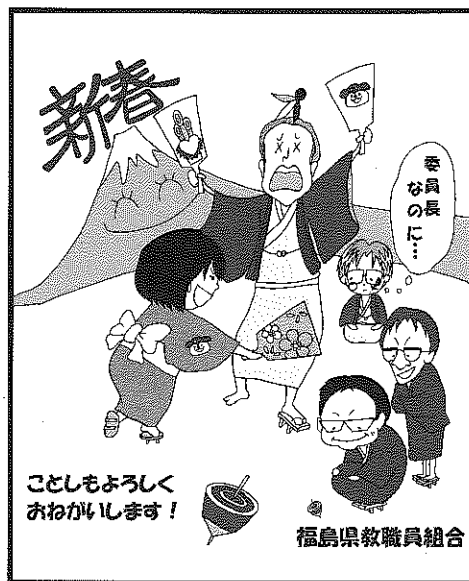
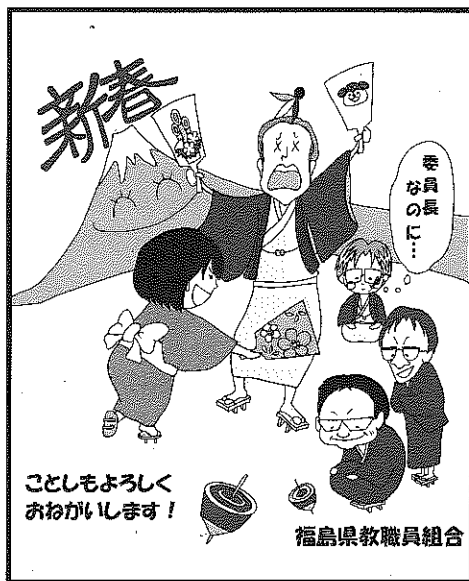
分かったら、右のイラストをコピーして官製葉書に貼ってね。

間違いには赤で○をつけて、必要事項を明記して本部まで送ろう！

正解者には下の景品が当たるよ。

しめきり

1月25日(木)必着



【お願い】希望景品1品につき1応募としてください。お1人様から1景品に複数の応募があっても、応募は1と数えさせていただきます。希望景品が異なる場合には、複数の応募は可能ですが、いずれか1つのみの当選とさせていただきます。

※ 応募資格は組合員であること。

景品

応募者の中から、抽選で100名の方に下記の景品を差し上げます！

各関連団体、施設のご厚意により、下記の景品を準備することができました。この場を借りて御礼申し上げます。

囲みになっているところが提供頂いた団体等です。

- A賞 「あづま荘」ペア宿泊券 … 3ペア あづま荘
- B賞 「浅香荘」ペア宿泊券 … 1ペア 浅香荘
- C賞 会津桐のお盆 …………… 30人 県教組
- D賞 食器(皿) …………… 20人 教職員共済
- E賞 県教組ボックスティッシュ5セット … 5人 県教組
- F賞 粗品(ボールペン、タオル、人権・「九条」カレンダーから1点) …… 41人

東北労金、退職互助会、教職員共済、県教組

